議案第99号

調布市審議会等の会議の公開に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月30日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

## 提案理由

審議会等の会議の公開について必要な事項を定めるため、提案するもので あります。 調布市審議会等の会議の公開に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議の公開に関して、必要な事項を定める ことにより、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、市政運 営における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律 第67号)に基づく執行機関の附属機関をいう。

(会議の公開)

- 第3条 執行機関は、審議会等の会議を公開するものとする。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しない。
  - (1) 調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 執行機関は、前項ただし書の規定により、会議を非公開とした場合は、 その理由を明らかにするものとする。

(会議開催の事前公表)

- 第4条 執行機関は、審議会等の会議を公開する場合は、当該会議の名称、 開催日時、場所その他規則で定める事項をあらかじめ公表するものとする。 ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。 (会議の傍聴)
- 第5条 執行機関は,第3条第1項ただし書の規定により会議を非公開とした場合を除き,可能な限り会場に傍聴席を設けるものとする。
- 2 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は,当該会議

の秩序維持に関し、規則で定める事項に従わなければならない。

(会議資料の提供)

第6条 執行機関は、審議会等の会議を公開する場合は、当該会議において 配付した資料を傍聴人に提供し、又は閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第7条 執行機関は、審議会等の会議の公開と非公開とにかかわらず、当該 会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の公表)

- 第8条 執行機関は、前条の規定により作成した会議録(第3条第1項各号に該当する部分を除く。)を次の各号に掲げる方法により公表するものとする。
  - (1) 市のホームページへの掲載
  - (2) 規則で定める場所への配架
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める方法(運用状況の公表)
- 第9条 市長は、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を取りまとめ、市のホームページへの掲載その他適当と認める方法により、公表するものとする。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について法令等に特別の定めがある場合 は、当該法令等の定めるところによるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等の会議に係るものについて適用する。